

豊田市立中学校生徒のいじめ申立に関する調査報告書（概要版）

豊田市いじめ問題調査委員会

平成28年5月24日

第1 はじめに

今回の調査委員会は、平成27年12月14日にいじめを受けたという生徒の保護者から市教育委員会宛に正式に提出された申立書に基づき設置されたものである。申立書によればいじめにより転校を余儀なくされたため、同校にいじめの再発防止のための指導を求めるものであった。

いじめ防止対策推進法第28条第1項の「重大事態」に該当すると判断し、調査委員会を立ち上げ、事実の調査及び再発防止のための検証を行った。

第2 調査の方法

1 調査の目的

重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するという目的のために行われる。

平成27年4月1日に定められた豊田市いじめ防止基本方針において「事実関係を明確にするための調査であり、民事・刑事上の責任やその他争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実と向き合い当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの」とされている。

2 調査の実施方法

本生徒の保護者の聴き取り、学校から提出された資料、学校全体からの聞き取り、教員からの個別の聴き取り、教育委員会からの聴き取りを行い、事実調査及び検証を行った。なお、本生徒、いじめたとされる生徒、周囲にいたであろう生徒からの直接の聴き取りは、本生徒の状況やさらなるいじめの可能性、保護者が希望しない意向を踏まえ実施していない。その分、事実関係の確定には不十分な部分が出てくることは避けられないが、やむを得ないものとした。

3 調査委員会の委員構成（3名）

目黒達哉（同朋大教授・臨床心理士）、堀英太郎（臨床心理士）、高橋直紹（弁護士）

4 調査委員会の開催状況

平成27年12月29日より、全8回（その他聴き取り等）

第3 事案の内容

1 本生徒の保護者からの申し立て内容

平成27年4月の入学式以来、同級生より陰湿で執拗に繰り返しいじめを受け、同年10月末をもって不登校状態となり、同年11月末に転校を余儀なくされた。

大きないじめとして

- ① 4月15日：B、Cらに自転車をぶつけられた。
- ② 5月の連休中：D、Eらににらまれ追いかけられた。
- ③ 8月24日：Eに夏休み中の登校日にノートを投げ返された。
- ④ 10月27日：Fに塾で回し蹴りをされた。
- ⑤ 10月29日：Eが技術の時間に何度も肩をぶつけてきた。

その他、継続的に陰湿で執拗ないじめが繰り返されてきた。

2 本生徒の入学から転校までの間の経緯で認定しうるいじめの事実について

（1）学校の概要

- ① 豊田市では比較的大規模な市立中学校
- ② 平成27年度の学校経営案における教育計画の中に、学校の「いじめ防止基本方針の概要」の項目がある。その中で、学校内の「いじめ防止委員会・不登校対策委員会」は、毎月1回開催するとされている。
- ③ 学校の「いじめ防止基本方針」には、「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。教職員一人一人がいじめの重大性を認識する必要がある」旨が書かれている。いじめ防止対策の組織は、校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭で構成され、必要に応じてスクールカウンセラー等も加えるものとしている。いじめ防止等に関する具体的な取組としては、
ア) いじめの未然防止の取組、イ) いじめの早期発見の取組、ウ) いじめに対する措置

があり、重大事態への対応について記載されている。

(2) 本生徒のクラスについて

クラスの生徒数は約 30 名、担任は女性であった。

本生徒の欠席は、4月に1日、6月に1日、9月に5日、10月に2日、11月に7日。但し、9月7日からは相談室登校で、11月からはパークとよたの適応指導教室（ふれあい教室）への通室である。

(3) 本生徒に関連した主な経緯

4月7日から11月30日まで約4ページにわたり事実確認できた内容を記載

(報告書P5～P9)

第4 本件における学校或いは市教育委員会の問題点

1 入学前後の初期段階の問題

(1) 小学校からの引継ぎに関する問題点

本生徒に他の生徒などとの間にトラブルがあることは認識したものの、いじめを受けていたとの認識はなかったという。本生徒の小学校におけるいじめられ経験などがきちっと情報交換されていれば「配慮を要する子（やることに時間のかかる子）」とともに「気にしななければならない子（いじめを受けていた子）」という認識を持ち得たものと思われる。

(2) 保護者からの情報の受け止めの問題

保護者は、入学式の前日に学校に架電し、また、その後も担任に何度か手紙を渡し、いじめを受けてきたことも伝えられてきた。

(3) 小学校の引き継ぎ情報と保護者からの情報との総合判断

中学校は、保護者からの情報から本生徒の発達上の特性（担任のいう「配慮を要する子」）だけでなく、いじめを受けた経験のある子（「気にしないと行けない子」）として配慮していく必要があった。かかる認識があれば、早い段階でいじめ、或いは他の生徒とのトラブルも把握できるようになっていたのではないと思われる。担任がクラスの運営に努力されていたことは十分に感じられるが、この初期の段階での認識のずれが本生徒の身に起こったことの理解を遅らせたことは否定しがたい。なお、保護者はいじめの事実を担任などに伝えてきたが、本生徒が学校に行けなくなる9月半ば頃までは、保護者からの情報に学校側が対応できていなかったように感じられる。もちろん担任も含め学校側が、保護者の言葉を軽んじていたわけではないと思われるが、もう少し深刻に受け止めていれば、本生徒が転校することはなかったかも知れない。

2 いくつかの事件に対する学校の把握・対応の仕方の問題

(1) 4月15日に本生徒が自転車をぶつけられた件

直接聴き取りができなかったことから、「いじめ」かどうか断定はできない。可能性は高いと思われるし、本生徒がいじめられたと感じるのも理解できる。

(2) 5月の連休中ににらまれ追いかけられた件

現時点で事実を確定することは、不可能であるが、Dらが、いじめる意図がなかったとしても、本生徒がそのように受け取ってしまう状況であったことは推測できる。

(3) 8月24日登校日に、本生徒のノートをEが本生徒に投げ返してきた件

少なくとも本生徒からすれば、いじめられたと認識しても当然の行為であったと理解できる。

休み明けも近いことから、夏休みが終わってからでも対応できると考え、保護者に連絡するなど対応等は特に行わなかった。本生徒が欠席が少なかったことから、順調な学校生活を送れているだろうという見方があった。そのように思ってしまうのも無理もない面はあるが、初動の部分で本生徒と他の生徒の関係や本生徒の特性などの見方のずれが微妙な生徒間の人間関係を見落とし、夏休み明けの不登校に繋がっているように見える。

(4) 10月21日Fが本生徒をけた件

学校外の出来事ではあるが、明らかに「いじめ」に該当すると思われる。

(5) 10月29日の技術の時間の出来事

学校の把握における本生徒とEやFの言い分が異なっている。ただし、11月13日の本生徒に対するいじめアンケートを前提にすれば、有形無形のいじめを受けていたことになる。

(6) いじめについてのアンケートについて

11月13日の本生徒に対するいじめアンケートの回答から見ると、保護者のあげた大きな事例のみならず、「いじめ」に該当する或いは「いじめ」を受けていると考えてしまうのも無理はない周囲の生徒の言動が存在していたであろうことは容易に推測できる。

なお、5月と夏休み明けに2回行われている一般的ないじめアンケートには、本生徒に対する「いじめ」と取れる言動について他の生徒からの指摘はなかった。本人ではなく保護者の代筆したものとはいえ、第2回はいじめアンケートには、具体的な「いじめ」と取れる事案の指摘がある以上、学校は早急に確認するための個別のアンケートを取るなど具体的行動をとるべきであった。

(7) 謝罪の儀式、生徒からの聴き取りについて

4月15日と10月21日の件で、お互いに顔と顔を合わせて謝罪の儀式をさせて、万事終了というような流れになっていたことが推測される。表面的には解決したように見えても、それぞれの中で消化しきれていないことも多く、次のいじめに繋がったり、陰湿化したりする場合もある。謝罪の儀式をして一件落着きというようなやり方ではなく、一緒に解決していく姿勢をもつべきだと思われる。

3 いじめ・不登校対策委員会の問題

5月と7月には、少なくとも各月1回は開催されていたようである。しかし、同校の計画を見ると毎月1回開催するとなっているところ、5月と7月以外に開催された形跡がない。しかも議事録も残されていない。会議内容が十分に他の職員に周知されたとみることもできない。実際は、「いじめ・不登校対策委員会」がほとんど機能していなかったと言わざるを得ない。本生徒が教室ではなく相談室での学習を希望し、9月7日になってようやく（本生徒に関する）臨時のいじめ対策委員会が行われている。しかし、これも、具体的にどのような議論がなされたのか、どのような結論、方針が取られたのかの記録等は残っていない。実際に保護者対応も含めて、本生徒の問題を担任以外が関わり出すのは9月に入ってからである。すなわち、それまでは担任が実際に支援を受けることもなく対応してきたということである。もっと早期に積極的に組織として対応しなければならなかったのではないかと思われる。

4 教育委員会と他機関との連携の問題

市教育委員会と学校とは、本生徒の保護者が10月29日に県の教育委員会にメールを送ったことをきっかけに、ようやく連携が取れるようになった。スクールカウンセラーとの連携は、保護者の依頼からが発端であった。

6月と7月に2度スクールカウンセラーとの面談を行うことができたことは評価できる。ただ、もっと早期にできなかったのか。担任から気軽にスクールカウンセラーに相談できる体制が整っていたか疑問が残る。もっと早期に外部機関との連携を取っていれば、少なくとも本生徒が転校しなければならないというほどの結果には至らなかった可能性がある。

5 市教育委員会の問題

豊田市のいじめ防止基本方針には、教育委員会の取組として、いじめの未然防止のために、学校訪問を通じての指導助言を行うこと、早期発見のために、各学校のいじめの認知状況や取組状況を把握し、学校の支援・指導を行うことが明記されている。

しかしながら、実際には認知件数は把握しているものの、積極的に把握し、支援するというところまでの体制にはなっておらず、事実上学校が求めない限り、市教育委員会は支援に入れないというのが現状である。

第5 提言

1 「いじめ」は、子どもの権利という観点からの理解を

豊田市には平成19年に制定された「豊田市子ども条例」がある。独立した救済機関を設けている点で誇るべき条例である。もっと市民間に浸透させていくことが大切である。

「いじめた子」を「悪い子」としてレッテル貼りをすることではないことに注意する必要がある。（そういう意味では、いじめた子に対して必要なのは「指導」ではなく「支援」である）

2 組織的な取組の必要性

いじめ防止対策推進法では、学校は組織的な取組が必要であることが記載されている。しかし、実際にはそれらの体制が整っているか疑問のある学校が多い。

また、教員は指導力等自分の評価に繋がるという意識がありいじめを認知しても抱え込んで

しまうのではないか。いじめを発見することは、決して教師としての能力不足なのではないという意識付けを行い、他の教員に伝えることがごく普通であるという学校内の雰囲気をつくっていくとともに、管理職を含め他の教員が積極的に関わり分担していくという姿勢を示していく必要がある。

3 いじめ、不登校、発達障害等の現職教育の実施の必要性

これらをテーマとした現職教育が必要である。これらが講義形式で留まることなく、次のステップとして、事例研究会形式にして、教員同士が現在の問題を共有し合うような研修会が必要であろう。

4 関係機関との密接な連携

(1) 小学校からの引き継ぎ

生徒の特性や家庭環境等を知ることだけでなく、いじめ防止という観点も重要である。不登校の事実がある場合は、その背景についても丁寧に情報収集しておく必要がある。

(2) 教育委員会との連携

本件は、残念ながら市教育委員会との連携が後手に回ったことは事実である。教育委員会と繋がれば、現場とは少し距離のある形で冷静なアドバイス等を提供され、他機関と繋いでもらえることも可能となる。

(3) 外部の支援機関との連携

学校側は、外部の支援機関を把握して保護者に情報提供できるようにしておくことが大切である。

5 いじめが起こったとしても発見しやすい環境づくり

いじめが起こった場合にできるだけ早期に発見して対応できる環境を作っておく必要がある。いじめ集団は、「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の4層である。この傍観者もいじめの輪に入っていることの意識を高めるとともに、大人に伝えることのハードルを下げる努力が必要である。

6 保護者支援のあり方

学校は、保護者の困り感を受容的に聴きながら、冷静に対応していくという保護者支援のあり方を学ぶ機会も必要なのではないかと思われる。

7 教育委員会の各学校の悩みの把握

現場の大変さも理解できる立場にある一方、現場とは少し距離のある形で冷静なアドバイス等が提供できる立場にある。早期の段階からケースを共有していくシステムを構築することが重要と思われる。

第6 終わりに

この調査は、このことを教訓として今後同じようなことが起こらないようにすることを目的としている。既に述べてきたとおり、委員会としても決して学校が何もやっていないとは考えていない。学校なりに努力してきたと認識している。特に、担任においては、多忙を極める日常業務の中、この学校の中でも配慮しなければならぬ生徒を多く抱えたクラスを担当していたのであり、それでも業務に尽くされたと思っている。

しかしながら、本件のように残念な結果とならないようにするためには、学校現場で「いじめ」の認識をより深め、現実として学校全体で対応するという理想を捨てることはできない。

この報告書が、子ども達に関わる大人たち、関係機関に対し、単に責務や義務を押しつけられたような後ろ向きなものではなく、「よし、やってやろう」という積極的な意味を感じてもらい、その結果いじめの減少に繋がるものであればこれほど喜ばしいことはない。

本生徒が転校してから、この学校では、豊田市子どもの権利相談室(弁護士)による「いじめ予防出張授業」が行われ、本生徒と同じ小学校出身の子ども達が自主的に本生徒宛の色紙を作り本生徒に渡したという。いじめが、いじめたとされる子、いじめられたとされる子だけの問題ではなく、その周りの子ども達にとっても他人事ではないと受け止められたものと評価したい。